

提供日 2020/04/28
タイトル 土砂災害警戒区域の指定が完了しました！
～土砂災害防止のソフト対策、次の段階へ～
担当 交通基盤部 河川砂防局砂防課
連絡先 砂防班
TEL 054-221-3044



【土砂災害警戒区域の指定が完了しました！】 ～土砂災害防止のソフト対策、次の段階へ～

1 概要

県が平成16年より取組みを進めてきた土砂災害警戒区域の指定について、令和元年度末で1万8千箇所あまりの指定を完了しました。土砂災害警戒区域の指定は、ハード対策である土砂災害防止施設の整備と並び、県民の生命を守るソフト対策の中心です。

今後は、市町が行うハザードマップの作成や警戒避難体制の整備、市町・住民等の避難判断向上のための支援などを重点的に行っていきます。

2 土砂災害警戒区域の指定区域数

表 土砂災害警戒区域の指定状況（令和2年3月末時点）

事象	基礎調査対象箇所数（土砂災害危険箇所数）	土砂災害警戒区域指定箇所数
土石流	5,163	5,017
地すべり	354	345
がけ崩れ	13,064	12,853
合計	18,581	18,215

※基礎調査対象箇所（土砂災害危険箇所）のうち、指定要件を満たす箇所を区域指定

3 今後の対応

（1）市町・住民等の避難判断への支援（土砂災害警戒情報の発表、防災訓練）

住民等の実効性のある避難を促進するため、気象台と合同で発表している「土砂災害警戒情報」の精度の向上を図ります。また、「土砂災害警戒情報補足情報システム」の改善を実施します。

6月には国や市町等と連携し、「土砂災害・全国防災訓練」を全市町で実施します（今年は新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、情報伝達訓練を予定）。

（2）市町のハザードマップ作成・配布の支援

昨年度区域指定した箇所について、指定に係るデータを提供するなど、市町のハザードマップの円滑な作成・配布を支援していきます。

（3）住民への防災知識の普及

自主防災組織のリーダー等への講習会や小中学校への出前講座を積極的に実施し、住民の土砂災害への関心を高めるとともに、防災知識の普及に努めます。

（4）土砂災害警戒区域等の見直し

区域指定後の施設整備や地形改変等により、土砂災害警戒区域等の見直しを実施します。